

指定訪問看護ステーション

宮古・山田訪問看護ステーションゆずる

重要事項説明書

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団

宮古・山田訪問看護ステーション

管理者 伊藤 文衣

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団
宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

1. 事業者

法人名	一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団
法人所在地	岩手県盛岡市夕顔瀬町4番32号B202
電話番号	019-656-1966
代表者名	理事長 半田一登

2. 事業の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
事業所の種名称	宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
事業所の所在地	岩手県宮古市実田一丁目3-37
事業所の電話番号	0193-77-4686
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
事業所長(管理者の氏名)	伊藤 文衣

1. 事業所の目的

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団が開設する宮古・山田訪問看護ステーションゆずるが行う訪問看護事業(以下「事業」という)の適性な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員はかかりつけの医師が指定老人訪問看護又は、指定訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた場合、利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

2. 事業所の運営方針

事業所の看護師は、その利用者が可能な限りその居宅において、その人の持てる機能に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指す。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努力するものとする。

3. 訪問看護サービスの相談窓口

担当者：訪問看護師が対応致します。

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30

電話番号：0193-77-4686（＊営業時間内・外、緊急時電話番号）

4. 職員の配置状況

・当事業所では、ご契約者に対して訪問看護を提供する職員として、以下の職種を配置しています。

・事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 2.5名以上(うち1名は管理者)

看護職員は、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

(3) 理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

理学療法士等は、リハビリの評価・訓練・指導を行い、訪問計画書および報告書を作成する。

5. サービス料金表 ※介護保険(予防/介護)利用料金一覧(2024年6月より)

○介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額

一回の利用時間	単位数		自己負担					
			1割		2割		3割	
	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護
20分未満(緊急時対応のみ)	303	314	303円	314円	606円	628円	909円	942円
30分未満	451	471	451円	471円	902円	942円	1,353円	1,413円
30分以上1時間未満	794	823	794円	823円	1,588円	1,646円	2,382円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1090	1128	1,090円	1,128円	2,180円	2,256円	3,270円	3,384円
理学療法士等による訪問 (1回20分につき)	284	294	284円	294円	568円	588円	852円	882円
早朝(6時~8時)・ 夜間(18時~22時)								25%加算
深夜(22時~6時)								50%加算

○加算料金

サービス内容	単位数	同意		
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	する	しない
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500		
特別管理加算(Ⅱ)		250		
2人以上によるサービス利用の場合 30分未満	適応時	254	する	しない
2人以上によるサービス利用の場合 30分以上	適応時	402	する	しない
90分以上のサービス利用の場合	適用時	300		
ターミナルケア加算	※1	2,500	する	しない
退院時共同指導加算	※2	800		
初回加算(Ⅰ)	※3	350		
初回加算(Ⅱ)		300		
訪問看護中山間地域等提供加算1	※4	5%加算		

※状況により、上記の加算を頂く場合があります。

※1. 末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る

※2. 当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること

※3. 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画を作成した利用者様(Ⅰは退院または退所日)

※4. 宮古市・山田町以外に居住されている利用者様

○減算料金

サービス内容	単位数	
予防訪問看護訪問回数超過等減算	1回20分 につき	-8
訪問看護訪問回数超過等減算		-8
予防訪問看護12月超減算2		-15

○その他利用料(税込)

1、死亡時の看護

エンゼルケア	10,000円
--------	---------

6. 訪問看護指示書にかかる負担料金

訪問看護サービスを開始するにあたり、主治医からの情報提供及び指示を受けてからのサービス提供となります。

訪問看護担当者が主治医に依頼し訪問看護指示書を作成して頂きます。作成に当たり利用料金が発生いたします。負担金は保険の種類により異なります。

訪問看護指示書には、有効期限があり、期間満了日以降も継続が必要な場合は主治医に作成依頼することになります。作成ごとに医療機関より文書作成費の請求がございますのでご了承ください。

7. サービス内容

- (1) 病状障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等、日常生活の援助
- (4) 床ずれの予防および処置
- (5) リハビリテーション(理学療法士等の訪問は看護の一環となります)
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 本人家族の健康相談
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. 苦情処理

1. 利用者または利用者の家族は、提供された訪問看護に苦情がある場合は、下記の相談窓口
に苦情を申し立てることが出来ます。
 - 名称 宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
 - 電話番号 0193-77-4686
 - 担当者 伊藤 文衣
2. 利用者は、介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機
関に苦情を申し立てることが出来ます。

【事業所窓口】 宮古・山田訪問看護ステーションゆずる ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分	担当者 看護師 伊藤 文衣 電話番号 0193-77-4686 FAX 0193-77-4687
【宮古市役所】 保健福祉部 介護保険課	電話番号 0193-62-2111 FAX 0193-62-7422
【山田町役場】 長寿福祉課 介護保険係	電話番号 0193-82-3111 FAX 0193-82-4989
【岩手県民健康保険連合会】 保険介護課分室	電話番号 019-604-6700 FAX 019-604-6701

3. 事業所は、利用者が1項又は2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者、ご家
族が何ら不利益を被ることはありません。
4. 事業所は提供した訪問看護サービスについて、利用者または利用者の家族からの苦情申し立
てがあった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上および改善に努めます。

9. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じるとともに以下の対応を行
います。

- (1) 人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置及び必要な体制の整備
 - 責任者 伊藤 文衣
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

10. 訪問の実施地域

当事業所の通常の地域については下記のとおりです。
宮古市、山田町(その他地域は応相談)

11. 事故時・緊急時の対応

サービス提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合は、必要な処置を講じ
るとともに以下の対応を行います。

- (1) 契約時に教えて頂く家族ないし緊急連絡先及び担当介護支援専門員へ連絡します。
- (2) 主治医への連絡及び指示を家族へ依頼することもあります。
- (3) 急を要する場合は事業所の判断により、救急車を要請する場合があります。
- (4) 必要に応じて市町村へ連絡いたします。

12. 個人情報の提供

サービス提供にあたり、利用者に関わるサービス提供機関との連携を図る目的で、必要な個人
の情報を共用します。知り得た個人情報は厳重に管理し、秘密の保持に努めます。

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団
指定訪問看護事業所
宮古・山田訪問看護ステーションゆずる重要事項説明同意書

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
説明職員

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護の提供開始に同意しました。

契約者名 _____

代筆者名 _____ (続柄)

【訪問看護・医療保険利用料金表】

【2024年6月改定版】

〔訪問看護〕利用料金(1回につき)

	料金	1割	2割	3割	
基本療養費Ⅰ (看護師等:週3日まで)	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】	
基本療養費Ⅰ (看護師等:週4日以降)	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合	12,850円				
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師:週3日目まで	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
	看護師:週4日目以降	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人訪問した場合)	看護師:週3日目まで	2,780円【2,530円】	280円【250円】	560円【510円】	830円【760円】
	看護師:週4日目以降	3,280円【3,030円】	330円【300円】	660円【610円】	980円【910円】
基本療養費Ⅲ	8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。			

注)1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

機能強化型訪問看護 管理療養費1	月の初日の場合	13,230円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
機能強化型訪問看護 管理療養費2		10,030円	
機能強化型訪問看護 管理療養費3		8,700円	
訪問看護管理療養費		7,670円	
機能強化型訪問看護 管理療養費1	月の2日目以降	3,000円	
機能強化型訪問看護 管理療養費2			
機能強化型訪問看護 管理療養費3			
訪問看護管理療養費1			

〔各種加算〕

項目	利用料金 (単位:円)	項目	利用料金 (単位:円)
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)※	4,500円	14. 退院時共同指導加算	8,000円
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)※	8,000円	15. 退院支援指導加算	6,000円
3. 24時間対応体制加算	6,520円	16. 在宅患者連携指導加算	3,000円
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)月14日目まで 月15日目以降	2,650円	17. 乳幼児加算(1日につき) 厚生労働大臣が定める者に該当	1,300円
	2,000円		1,800円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	18. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円	19. 複数名訪問看護加算/看護師等(週1日)※	4,500円
7. 特別管理加算	2,500円	20. 複数名訪問看護加算/准看護師(週1日)※	3,800円
8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	5,000円	21. 複数名訪問看護加算/看護補助者(週3日)※	3,000円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につき)	1,500円	22. 複数名訪問看護加算/看護補助者(1日複数回)	1日1回:3,000円
			1日2回:6,000円
			1日3回以上:10,000円
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につき)	1,500円	23. 早朝・夜間訪問看護加算	2,100円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につき)	1,500円		
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	24. 深夜訪問看護加算	4,200円
13. 長時間訪問看護加算	5,200円	25. 特別管理指導加算	2,000円
		26. 訪問看護医療DX情報活用加算	50円

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別途ご案内いたします。

○その他利用料(税込)

1. 死亡時の看護

エンゼルケア	10,000円
--------	---------

私は、本書面に基づいて事業所から料金に関する説明を受け、訪問看護の提供に同意しました。

令和6年 月 日 契約者名

代筆者名 (続柄)